

助成・手当・支援など

1 出産育児一時金	町国民健康保険加入の方 ほけん課 国保係 電話 585-2785 上記以外の健康保険加入の方 勤務先または加入している健康保険
出産される方に加入する健康保険から 1 児ごとに 50 万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等において出産の場合は 48.8 万円）が支給されます。	

2 児童手当	福祉課 子育て支援係 電話 585-2179 
児童手当は、高校生年代までの児童（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童）を養育している方が受給することができます。 ◆ 申請手続き ◆ - 健康保険証（請求者及び対象児童のもの）・請求者本人名義の預金通帳 - 請求者及び配偶者のマイナンバーカード（または通知カードと本人確認の証明書）	
支給額（一人当たりの月額）	※令和 7 年度 支払時期
3 歳未満	15,000 円 年 6 回、偶数月に前月分までの
3 歳以上～高校生	10,000 円 2 か月分が支給されます。
※第 3 子以降	30,000 円

3 子ども医療費助成		ほけん課 国保係 電話 585-2785	
子どもの入院、通院の医療費（保険診療）の自己負担金や入院時の食事療養費を助成しています。ただし、高額療養費や健康保険組合等で附加給付があった場合にはその分を除きます。			
● 助成対象者		国見町に住所を有し、健康保険に加入している子ども（出生から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）の保護者※生活保護受給者を除く	
● 受給資格者証 申請手続き		- 健康保険証（子どものもの） - 振込希望の預金通帳 - 受給資格者（保護者）のマイナンバーがわかるもの	
● 助成の 受け方	社会保険 共済組合 等	医療機関等の窓口で「保険証」と「受給資格者証」を提示することで自己負担金の支払いがなくなります。医療機関などで自己負担金を支払った場合は、領収書もしくは保険診療証明書を提示し医療費助成の申請を行ってください。	
	国見町 国民健康 保険	医療機関等の窓口で「保険証」を提示することで自己負担の支払いがなくなります。ただし、入院した時の食事療養費など窓口で負担があった場合は、手続きが必要になりますので、ほけん課国保係にお問い合わせください。	

4 国民健康保険税の 産前産後期間免除制度		ほけん課 国保係 電話 585-2785
国民健康保険被保険者が出産した場合、その年度に納める国民健康保険保険税の所得割額と均等割額から一定期間の保険税が減額される制度です。（令和 6 年 1 月 1 日施行）		
●対象者	国民健康保険被保険者	
●免除される期間	出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヵ月間（産前産後期間） ※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3ヵ月前から6ヵ月間。	
●申請手続き	出産予定日の6ヵ月前から手続き可能です。申請書はほけん課国保係に備え付けてあります。 申請方法は、ほけん課国保係にお問い合わせください。	

5 国民年金保険料の 産前産後期間免除制度		ほけん課 国保係 電話 585-2785
国民年金第1号被保険者が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。（平成31年4月1日施行）		
●対象者	国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方	
●免除される期間	出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヵ月間（産前産後期間） ※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3ヵ月前から6ヵ月間。	
●申請手続き	出産予定日の6ヵ月前から手続き可能です。申請書はほけん課国保係に備え付けてあります。 申請方法は、ほけん課国保係にお問い合わせください。	

6 その他の支援事業	
ももたんスポーツクラブ	国見町総合型地域スポーツクラブ ももたんスポーツクラブ 電話 585-2676 （事務所 生涯学習課内）
「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむための地域住民主体のスポーツクラブです。（有料） キッズサッカー、ダンス、運動教室、バドミントンなどの種目がお子様向けとなっています。会員の意見を取り入れながら種目を決定します。 ぜひご加入ください。	

木育推進事業	産業振興課 農林振興係 電話 585-2986
町では、平成 27 年度に「ウッドスタート」を宣言し、子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と共に生きる」取り組みとして、毎年赤ちゃんが生まれた世帯へ「誕生祝い品の贈呈」を行っています。	

居住支援	建設課 管理係 電話 585-2972
国見町定住促進住宅に入居している方が 18 歳未満の子を扶養している場合、住宅使用料の月額を減額します。 ※入居にあたり所得制限はありません。	
藤田字藤田二 1 番地 2 の定住促進住宅に入居の方	18 歳未満の子 1 人につき住宅使用料を月額 1,500 円減額します。
板橋南 6 番 2、板橋南 14 番 4 の定住促進住宅（子育て住宅）に入居の方	18 歳未満の子 1 人につき住宅使用料を月額 10,000 円減額します。（上限 30,000 円）

チャイルドシートの貸出事業	桑折地区交通安全協会 （福島北警察署桑折分庁舎内） 電話 582-5488
桑折地区交通安全協会では、子育て支援策の一環として、チャイルドシート及びベビーシートの貸出しを行っています。	
●貸出対象者	交通安全協会会員で、国見町在住者
●貸出期間	チャイルドシートは最大 1 年、ベビーシートは最大 6 カ月。 ただし、在庫があれば貸出期間の延長も可能です。

福島県子育て応援パスポート事業「ファミたんカード」		
福祉課 子育て支援係 電話 585-2179		
福島県では、市町村や事業者の方と連携して子育て応援パスポート「ファミたんカード」事業を実施しています。 カードを協賛店で提示すると様々な子育て応援サービスが受けられます。 全国 47 都道府県で使えるようになりましたので、詳しい協賛店、サービス内容は福島県のホームページをご覧ください。		
●対象者	・18 歳に達した最初の 3 月 31 日を迎えるまでの子どもとその家庭 ・妊婦	
●申請手続き	母子手帳やお子さんの生年月日を証明できるもの（健康保険証など）を持参してください。	

不妊治療費等の助成	福祉課 子育て支援係 電話 585-2179
子どもを希望しながらも恵まれない夫婦に対し、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精の治療費の一部を助成します。	
● 助成対象者	(1) 福島県不妊治療費助成事業の決定を受けている方。 (2) 夫婦または夫婦いずれかが国見町に在住の方。 (3) 夫婦または夫婦いずれかが町外で特定不妊治療費の助成を受けておらず、町税の滞納がない方
● 助成の内容・回数	治療費から県の助成額を差し引いた額のうち、1人1回あたり10万円を上限として助成します。 初めて助成を受ける際、妻の治療開始年齢が40歳未満の方は43歳に達するまで通算6回まで、40歳以上の方は、43歳に達するまで通算3回までを上限とします。
● 申請手続き	町の申請書に以下の書類を添付して提出してください。 ・福島県不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し ・福島県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ・医療機関の領収書 ※詳しくは、福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

